

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式）】

業務名称：イラク国「エルビル都市開発計画調査」詳細
計画策定調査（都市開発/都市交通/都市環境
インフラ・環境社会配慮）（一般競争入札
（総合評価落札方式））

調達管理番号：20a00632

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領
- 第4章 経費積算に係る留意事項
- 第5章 契約管理及び契約金額の確定（精算）に係る留意事項
- 第6章 契約書（案）
- 別添様式集

注）本案件の技術提案書の提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。 詳細については「第1 7.入札書・技術提案書の提出」をご確認ください。

2020年10月21日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

第1章 入札の手続き

1. 公示

公示日 2020年10月21日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

（1）業務名称：イラク国「エルビル都市開発計画調査」詳細計画策定調査（都市開発/都市交通/都市環境インフラ・環境社会配慮）（一般競争入札（総合評価落札方式））

（2）業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

（3）適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、入札書において、消費税を加算して応札金額を提示してください。

（4）契約期間（予定）：2021年1月から2021年5月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

担当者：【契約第一課 楨田 容子 Makita.Yoko@jica.go.jp】

注) 持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部都市・地域開発グループ

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（入札書の提出期限日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（入札会での落札宣言日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（入札会での落札宣言日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同

企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約締結までに確認します。

6. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：2020年10月30日（金）正午まで
- 2) 提出先：上記4. 窓口
- 3) 提出方法：電子メール

（公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。）

(2) 質問への回答

上記（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- 1) 2020年11月5日（木）までに以下の機構ウェブサイト上に掲示します。
（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

7. 入札書・技術提案書の提出

- (1) 提出期限：2020年11月13日 12時

(2) 提出方法：

技術提案書・入札書（押印付）とも、電子データ（PDF）での提出をとします。
上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> ）

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL

(4) 提出書類：技術提案書／入札書

(5) 技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- 1) 提出期限後に技術提案書が提出されたとき
- 2) 提出された技術提案書に記名、押印がないとき。ただし、コロナウイルス感染拡大の影響により、在宅勤務等で、社印又は代表者印の押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データでの送付時に責任者から送付いただくか、責任者を CC に入れて送付いただき、メール本文内に責任者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。
- 3) 同一者から2通以上の技術提案書が提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 技術提案書の審査結果の通知

技術提案書は、当機構において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、2020年12月3日（木）までに、電子メールに添付した文書をもってその結果を通知します。2020年12月4日（金）午前までに結果が通知されない場合は、上記4. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。

入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、当機構にて責任をもって削除します。

9. 入札執行の日時及び場所等

(1) 日時：2020年12月10日（木）14時～

(2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構内 会議室

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。

詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(3) 競争参加者の出席

競争参加者の出席を求めますが、競争参加者が入札に参加しなかった場合においても、入札書等は有効なものとして取扱います。

(4) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合は、再入札を実施します。1 回目の札に対するパスワードを送付したメールへの返信で詳細を連絡します。(詳細については、12. 入札会手順等 (1) 6) を参照)

(5) その他

入札会後、落札した社からは技術提案書と入札書の原本を提出いただきます。

10. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価(円)(消費税込)をもって行います。

(2) 入札価格(消費税を除く。)は、千円単位とします。千円未満の端数がある入札価格が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。

(3) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。

(4) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(5) 入札保証金は免除します。

(6) 入札(書)の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

2) 入札書の提出期限後に到着した入札

3) 記名押印を欠く入札

ただし、コロナウイルス拡大の影響により、在宅勤務等で社印又は代表者印の押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データでの送付時に代表者から送付いただくか、代表者をCCに入れて送付いただき、メール本文内に代表者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。

4) 金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札

5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

6) 明らかに連合によると認められる入札

7) 同一競争参加者による複数の入札

8) 条件が付されている入札

9) その他入札に関する条件に違反した入札

11. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、

配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「評価表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点(小

数点第1位まで計算)とします。

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

(3) 価格評価の方法

価格評価点は、入札金額(応札額)が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る入札金額については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【入札金額が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【入札金額が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

なお、予定価格を上回る入札金額(応札額)については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点と価格評価点80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと

- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

12. 入札会手続等

(1) 入札会の手順

1) 技術点の発表

競争参加者各社の技術評価点を発表します。

2) 開札及び入札書の内容確認

既に提出されている入札書電子データのパスワードを e-koji@jica.go.jp へ送付していただき、入札書を開封し、記載内容を確認します。

3) 入札金額の発表

各競争参加者の入札金額を読み上げます。

4) 予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。

5) 落札者の発表

入札事務担当者が、予定価格を超えない競争参加者の価格評価点及び技術評価点を算出し、これを合算して総合評価点を確認し、入札執行者がこれを読み上げた上で、「落札者」の発表を行います。

6) 再入札

全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。1 回目の札に対するパスワードを送付したメールへの返信で詳細を連絡します。再入札の連絡を受領後、入札書（PDF）とパスワード（別送）を以下の電子メールアドレス宛に送付をお願い致します。

パスワード送付先メールアドレス： e-koji@jica.go.jp

2 回目以降の札の送付に際しても、1 回目と同じ入札書の様式（別添様式集参照）を使用願います。

ただし、コロナウイルス拡大の影響により、在宅勤務等社印又は代表者印の押印が困難な場合には、記名、押印の省略を認めます。この場合、電子データでの送付時に代表者から送付いただくか、代表者を CC に入れて送付いただき、メール本文内に代表者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。

7) 入札途中での辞退

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のように入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、e-koji@jica.go.jp へ送付してください。

金			辞				退			円
---	--	--	---	--	--	--	---	--	--	---

(2) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(3) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落)随意契約の交渉をお願いする場合があります。

13. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書(「別添様式集」参照)の提出をいただきます。
- (2) 「第6 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」(「第6章 契約書(案)」参照)については、入札金額内訳書等に基づき、両者協議・確認して設定します。

14. 競争・契約情報の公表

本競争入札の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

技術提案書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

15. 誓約事項

技術提案書の提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、技術提案書提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- 1) 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- 2) 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- 3) 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- 4) 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- 5) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 6) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 7) 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 8) その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して応札者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

16. その他

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務の技術提案書及び入札書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) 技術提案書の報酬

技術提案書及び入札書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) 技術提案書の目的外不使用

技術提案書は、本件競争の落札者を決定し、また、契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、技術提案書に記載された情報を提供することがあります。

(4) 不採用の技術提案書の扱い

落札者以外の技術提案書電子データは、当機構にて責任をもって削除します。
また、不採用となった技術提案書で提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽の技術提案書

技術提案書に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、
虚偽の記載をした競争参加者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) 技術評価にかかる説明

技術提案書の評価内容については、入札会の日の翌日から起算して 7 営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課 (e-propo@jica.go.jp) 宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明します。7 営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は最大で 30 分程度を予定しています。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。
あります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

以 上

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」については、競争参加者が技術提案書を作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、本競争は一般競争入札ですので、原則として特記仕様書の内容は変更できませんが、競争参加者の技術提案書等を踏まえ、誤記の修正や業務内容の具体化を目的とした追記等を行う場合があります。

1. 業務の背景・目的

クルディスタン地域政府（以下「KRG」）が管轄する人口 83 万人、面積 115km² のエルビル市は、2003 年以降のイラク国内での紛争やイラク・レバントのイスラム国（ISIL）による侵攻に対して大きな影響を受けることなく、イラク国内の他のエリアと比べ、安定した治安情勢の中で都市行政を推進してきている。

エルビル市はクルディスタン地域のみならず、トルコ、イラン、シリアなどの周辺諸国やイラク中南部とをつなぐ国際、国内交通網及び流通網の中心になっている状況に鑑み、今後もエルビル市の重要性は増していくことが見込まれる。また、エルビル市の発展は、イラク及び周辺諸国との関係においても地域の安定に貢献するのみならず、エルビル市はイラクの経済発展を牽引する中核都市であり、日本を含む海外からの投資が期待されているため、日本との貿易・投資関係の深化にも寄与することが見込まれる。

KRG は将来の都市の発展を見据えて 2007 年に現在のエルビル市及び周辺部に至る都市開発マスタープラン（以下「エルビル MP」）を策定したが、近年のトルコや湾岸諸国からの投資拡大に伴う建設ラッシュなどもあり計画策定時の都市の状況と異なり、交通分野では当初計画よりも市内交通量が拡大している。また、エルビル MP では土地利用計画は策定されているが、実施のためのガイドラインや地区の詳細計画はなく、2006 年に制定された投資法により、外国資本による不動産開発等が促進され、エルビル MP に基づかない開発が進められた他、地方からの流入による急速な人口増加に伴い、上下水道・廃棄物管理等の基盤インフラ整備、公衆衛生・医療等の社会インフラ整備、公共交通整備等の公共サービスの拡充が課題となっている。そのため、現状を踏まえたマスタープランの更新及び実施推進（実施体制整備、セクター間での計画調整、具体的な都市整備プログラムの検討等）が必要とされている。

2018 年 4 月に閣議承認を経て発布された、イラクの経済開発の基本方針を示す「国家開発計画」（2018 年-2022 年）の中では、民生とイラク国家の安定、そして開発と成長へ繋げていくための戦略的目標を示しており、その中の一つとして「国家開発計画と各都市における開発計画の整合性」を図ることが謳われている。また、KRG 計画省が策定した長期政策目標「クルド地域戦略的開発ビジョン 2020」及び中期開発目標「クルド地域開発戦略 2013-2017」においては、エルビル MP の更新の必要性が言及されており、都市の成長管理のための土地利用計画や投資計画に関して、各種政策の整合性を確保するための調整が課題となっている。

今次の詳細計画策定調査は、①本格協力実施に必要な情報を収集・整理し、実施方法・留意事項について計画策定調査結果に纏めること、②関連事業を実施する他ドナーとの間で役割分担・連携方針を確認すること、③先方実施機関と協力の枠組みについて確認・協議し、合意文書を締結することを目的に実施する。

2. 業務実施上の留意事項

(1) プロジェクトの概要

調査対象とするプロジェクトの概要は以下のとおり。

- 1) プロジェクト名称
エルビル都市開発計画調査
- 2) プロジェクト実施機関
クルディスタン地域政府 (Kurdistan Regional Government。以下「KRG」)
自治観光省 (Ministry of Municipalities and Tourism) 都市計画局 (General Directorate of Urban Planning。以下「GDUP」) 及びGDUP傘下のエルビル都市計画課 (Urban Planning Directorate of Erbil。以下「UPDOE」)
(協力機関：関連省庁、エルビル県、エルビル市)
- 3) プロジェクト実施期間
2021年9月～2024年2月頃を想定。(30ヶ月)
- 4) プロジェクト目標等
本事業はイラク国において、KRG の首都であるエルビル市の都市開発マスタープラン策定等含む都市行政を担う GDUP 及び UPDOE に対し、エルビル MP の更新および実施推進のためのパイロット事業の協力を行うことにより、エルビル MP に基づく持続可能な都市開発の促進・管理に必要な実施体制及び具体的な実施プログラムが整備されると共に、実施に係る関係機関の能力が強化されることを目的とする。

(2) 調査対象地への渡航

本業務については、現段階では、コロナ感染症に伴う渡航制限に伴い現地への渡航を想定していないが、業務履行期間中に現地への渡航が可能となった場合には、業務の一部を現地渡航して実施することについて、発注者と受注者で協議する。現地渡航を行う場合の旅費等の直接経費については、発注者の内部規程等に基づき、発注者が負担する。現地渡航に際しては、発注者の職員が同行する場合があるほか、必要に応じて相手国政府との会議に同席するものとする。

(3) 業務履行の確認プロセス

本業務は、イラク共和国「エルビル都市開発マスタープラン更新及び実施推進プロジェクト」の詳細計画策定調査の一環として、発注者が作成する報告書の一部を取りまとめることを目的としていますので、業務履行に当たっては、十分発注者と協議すること。

なお、特に以下の段階においては、必ず発注者と打合せを行ったうえで、完了した業務内容とその後の業務方針について確認を得ることとする。

- 1) 調査計画 (オンライン面談、質問票配布等を含む) 策定時
- 2) 実施機関・関係機関、他ドナー等への質問票の作成時
- 3) 実施機関・関係機関、他ドナー等への面談実施時、質問票の回収時
- 4) 詳細計画策定調査報告書 (案) 作成時

(4) 機構からの便宜供与

発注者のイラク事務所による便宜供与事項は以下のとおり。

- 1) JICAイラク事務所により、現地業務遂行にかかる参考情報として現地の通訳及びローカルコンサルタントのリスト提供を行います。受注者は必要に応じて、リストに基づき再委託等を行うことができます。
- 2) 実施機関・関係機関との面談実施等について、依頼文書が必要な場合、JICAイラク事務所により支援を行います。
- 3) オンライン面談の実施に当たり、先方の実施機関・関係機関においてオンライン会議環境が確保できない場合、適宜JICAイラク事務所により支援を行います。

(5) ローカルリソースの活用

本業務の実施に当たり、本邦からの遠隔業務となることから、調査全般にわたって、本項及び「3. 業務の内容」を十分に踏まえ、現地人材の活用方法について技術提案書にて提案すること。現在想定している規模はローカルコンサルタント4名であり、現地傭人、再委託のいずれも可とし、契約に含めることとする。想定するローカルコンサルタントの団員構成は下記の通り。見積りについては第4章 経費積算に係る留意事項 3. 定額で計上する経費の通り、定額にて計上すること。

(想定される現地リソース)

- ・ 全体調整及び都市計画補佐【本契約に含む】
- ・ 都市開発及び都市交通補佐【本契約に含む】
- ・ 都市環境インフラ補佐【本契約に含む】
- ・ 環境社会配慮【本契約に含む】

(想定される役割・業務)

- ・ 先方政府との各種調整（質問票の配布・回収、資料収集等）
- ・ 関連セクター情報の収集、ドナーへのヒアリング等
- ・ 各種面談・ヒアリングのアレンジ、サポート
- ・ 関連現地サイト状況の映像記録、編集、報告書作成、資料翻訳等

(6) ジェンダー主流化ニーズの検討

調査の実施に際しては、男女の役割やニーズの違いを調査の上、それらが明らかになった場合、ジェンダー課題やニーズに対応するための取組みを計画に反映させる。具体的な計画反映に際してのステップは以下のとおり。

- ア) プロジェクトの枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- イ) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- ウ) ジェンダー視点に立った取組みを担保し測定するための指標を設定する。

3. 業務の内容

(1) 調査計画の検討

要請書・関連報告書等の資料から要請背景及び内容を把握し、詳細計画策定調査における調査計画、方針（各調査項目の情報収集方法を含め）、面談先、調査実施スケジュール等を検討する。また詳細計画策定調査報告書（目次案）について、発注者（調査団団長（社会基盤部）含む）及び他団員と協議の上、取り纏める。

（2）エルビル MP のレビュー

エルビル MP の内容把握の上、実施実績及び関連情報について情報収集を行い、エルビル市の課題を把握するため、以下のような観点から分析を行う。

1）都市開発

- ア）エルビル MP 関連プロジェクトの実施体制及び資金調達手法、実施上の課題
- イ）エルビル MP 策定後の都市開発に関する計画と現状の乖離状況
- ウ）エルビル MP 策定後の社会経済フレームの変化
- エ）エルビル MP の実施促進・モニタリングにおける適切な体制の検討
- オ）エルビル MP における社会経済フレーム・土地利用フレームワークの本格協力における更新要否の検討
- カ）関連するその他の開発計画、都市開発政策との調整・統合の方針検討

2）都市交通

- ア）関連する都市交通セクターの計画文書の方針・内容の把握
- イ）エルビル MP における交通計画の 2020 年現在における妥当性（現状と課題を整理し、改善すべき箇所があれば特定する）
- ウ）広域物流、広域交通ネットワークの現状分析
- エ）新たな交通ネットワーク拡充、優先プロジェクト策定の方向性検討
- オ）他のインフラセクター計画との調整・統合の方針検討

3）都市環境インフラ

- ア）関連する都市インフラセクターの MP や計画文書の方針・内容把握
- イ）エルビル MP における都市環境インフラ（給水・排水・廃棄物等）の 2020 年現在における妥当性（現状と課題を整理し、改善すべき箇所があれば特定する）
- ウ）都市環境インフラ（給水・排水・廃棄物等）のネットワーク・施設配置計画の整合性分析
- エ）他の都市インフラ整備計画との調整・統合の方針検討

（3）先方実施機関・関係機関の政策や組織体制・実施能力の確認

先方実施機関・関係機関、当該セクターに関する政策や組織体制・実施能力について、現状の課題把握と本格協力の実施体制検討のため、エルビル MP の実施、都市計画、都市開発、都市交通、都市環境インフラ等について、以下のような観点から分析を行う。

なお、現状を把握・分析するための各種統計データや都市・地域分析に係る GIS データ（地形図含む）の保有状況も合わせて調査すること。

1）法制度、政策、計画、政府予算、ドナー予算

2) KRG 各省庁、エルビル県、エルビル市等の設置関連の法律・省令、権限、組織体制（部署体制、人員、能力、予算、関係機関等）

（4）他ドナー・民間企業・団体等の事業の計画・進捗状況の確認

他のドナー・民間企業・団体等の事業の計画・進捗状況について、担当分野毎に関連する計画や実施状況を調査し、その動向を整理するとともに連携方針等を検討する。

（5）本格協力に向けた提言

（2）～（4）の情報収集・検討結果を踏まえ、現状と課題を整理したうえで、本格協力において想定される成果・活動の実施方針、評価指標等について、以下の項目を含む留意事項や提言を取り纏める。

- 1) エルビル MP の更新及び実施促進における対象範囲（エリア・セクター等）、実施・モニタリング体制、調整機能の整理
- 2) エルビル MP の更新及び実施推進における、行政が主体となった住民参加プロセスの導入方針、戦略的環境アセスメントの実施方針の検討
- 3) エルビル MP の更新及び実施推進における、KRG 関連省庁、エルビル県、エルビル市の能力強化の方針
- 4) 本事業内で実施可能なパイロットプロジェクトの活動（案）の候補リスト（予算・期間・実施体制・用地取得等の必要性等を含む）
- 5) 全体を通じた先方／日本側実施体制及び日本側投入（案）
- 6) 想定される再委託業務の TOR 案及びローカルコンサルタントに関する情報（組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価等）
- 7) 本体実施における他ドナー、企業、団体等との連携にかかる方策、提案
- 8) 本体業務を効率的かつ効果的に行うためのローカルリソースの活用にかかる方策、留意事項等

（6）環境社会配慮に関する確認

本事業は JICA 環境社会配慮ガイドライン上、要請内容に基づき環境カテゴリが B に指定されていることから、環境社会配慮面の調査事項について、ローカルコンサルタントを適宜活用して調査を行い、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）に基づき、詳細計画策定調査報告書の一項目として結果を取り纏める。具体的な調査項目は下記の通り。

- 1) 戦略的環境アセスメント、環境影響評価制度、住民移転・用地取得に係る法制度概要の調査
- 2) 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮の TOR 案の作成
- 3) 情報公開用の環境社会配慮調査結果（英文）の作成

（7）報告書の作成

担当分野における詳細計画策定調査報告書（案）を作成の上、必要に応じて官団員の執筆分も含め、詳細計画策定調査報告書（案）として取り纏めを行う。

（8）先方政府との合意文書の作成への協力

先方政府と締結する R/D（Record of Discussions）案の作成に協力する。

4. 報告書等（成果品）

作成・提出する報告書等は以下のとおり。

- （１）詳細計画策定調査報告書（案）（和文及び英文、電子データ）※成果品とする
- （２）収集資料一式（面談録、質問票の回答を含む）（電子データ）
- （３）環境社会配慮情報公開用資料（英文、電子データ）※成果品とする

(別紙)

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

詳細計画策定調査報告書（案）

第1章 詳細計画策定調査の概要

- 1.1 調査の背景
- 1.2 調査の目的
- 1.3 調査団の構成
- 1.4 調査日程
- 1.5 主要面談者
- 1.6 協議結果概要所感

第2章 エルビルMPのレビュー

- 2.1 エルビルMPの概要
- 2.2 エルビルMPの実施状況
 - 2.2.1 エルビルMPのイラク国クルディスタン地域政府における法的位置付け
 - 2.2.2 エルビルMPの関連プロジェクトの実施状況・実施体制・資金調達方法
 - 2.2.3 エルビルMPの実施上の課題
- 2.3 エルビルMP策定以降の状況変化
 - 2.3.1 エルビルMP策定以降の社会経済フレームの変化
 - 2.3.2 エルビルMP策定以降の都市開発の方向性の変化（エルビルMPとの乖離）
 - 2.3.3 エルビルMP策定以降の都市開発の進捗を踏まえた計画の妥当性
- 2.4 エルビルMPと関連セクターの開発計画との関係
 - 2.4.1 関連セクター開発計画等の策定状況及び概要（広域運輸交通含む）
 - 2.4.2 エルビルMPと関連セクター開発計画との調整の必要性

第3章 エルビルMP実施に係る行政システム及び法制度

- 3.1 エルビルMP実施に関連する法律・政策・計画
- 3.2 エルビルMP実施に関連する財政状況（政府・ドナー予算等）
- 3.3 エルビルMP実施に関連する各組織の体制及び能力
 - 3.3.1 KRG自治観光省都市計画局（GDUP）
 - 設置関連の法律・省令
 - 役務・権限
 - 組織体制（組織図・部署体制、人員、能力、予算、関係機関等）
 - 実施する関連事業
 - 3.3.2 エルビル都市開発に係るGDUP以外のKRG省庁
 - 3.3.3 エルビル県（都市計画関連部局等、エルビルMPに関係する部局）
 - 3.3.4 エルビル市（都市計画関連部局等、エルビルMPに関係する部局）
 - 3.3.5 その他（必要に応じて）
- 3.4 KRG自治観光省・エルビル県・エルビル市の関係性

3.5 イラク中央政府のエルビルMP実施に関する関係性

第4章 都市開発分野の行政システム及び法制度

- 4.1 都市開発に関連する法制度（許認可プロセスを含む）、政策・計画、事業
- 4.2 都市開発に関連する財政状況（政府・ドナー予算等）

第5章 都市交通分野の行政システム及び法制度

- 5.1 都市交通に関連する法制度、政策・計画、事業
- 5.2 都市交通に関連する財政状況（政府・ドナー予算等）

第6章 都市環境インフラ分野の行政システム及び法制度

- 6.1 給水に関連する法制度、政策・計画、事業、財政状況
- 6.2 排水に関連する法制度、政策・計画、事業、財政状況
- 6.3 廃棄物管理に関連する法制度、政策・計画、事業、財政状況

第7章 他ドナー・企業・団体等の動向

- 7.1 都市開発に係る基盤インフラ整備事業（住宅等含む）
- 7.2 都市計画分野の事業
- 7.3 都市交通分野の事業
- 7.4 都市環境インフラ分野の事業

第8章 環境社会配慮

- 8.1 環境影響評価制度、住民移転・用地取得、戦略的環境アセスメントに係る法制度概要
- 8.2 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮のTOR案
- 8.3 情報公開用の環境社会配慮調査結果（英文）

第9章 本格協力への提言

- 9.1 プロジェクト全体に係る提言
 - 9.1.1 技術協力の体制（JCC、ワーキンググループ等）
 - 9.1.2 日本側実施体制・投入規模
 - 9.1.3 想定される再委託業務のTOR案
 - 9.1.4 他ドナー・企業・団体等との連携方策
 - 9.1.5 ローカルリソースの活用方策
 - 9.1.6 本格協力における工程・スケジュール
- 9.2 想定される成果・活動の実施方針に係る提言（パイロット事業案含む）
- 9.3 各成果・目標の指標
- 9.4 その他実施上の留意事項

付属資料

- 1. M/M
- 2. 調査日程、面談者リスト、面談録一式
- 3. 収集資料一式

以 上

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書の構成

技術提案書に記載すべき内容・構成と頁数目安は次表のとおりです。

記載事項	頁数目安	
	1社	J V
表紙		
1 コンサルタント等の法人としての経験、能力		
（1）類似業務の経験 類似業務：都市計画分野における各種業務。なお、技術協力の 詳細計画策定調査の経験を有することが望ましい。	6	注
（2）当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）	1～2	1～2
2 業務の実施方針等		
（1）課題に関する現状認識	5頁以下	
（2）業務実施の基本方針	5頁以下	
（3）作業計画／要員計画	3～4	
（4）その他	1～2	
3 業務従事予定者の経験、能力等		
（1）評価対象業務従事者の経歴	5／人	

注）共同企業体を結成する場合、「類似業務の経験」は、各社（共同企業体代表者及び構成員）にてそれぞれ記載するため、「6枚×社数（共同企業体代表者及び構成員の社数）」を頁数目安として下さい。

注2）ISO9001等の品質保証システムや語学能力等の認定書は上記頁数の目安には含まれません。

2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項

以下、本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおり整理します。

（1）業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

また、本業務については、現段階では現地への渡航を想定していませんが、業務履行期間中に現地への渡航が可能となった場合には、業務の一部を現地渡航し

て実施することについて、受注者に協議に応じて頂きます。その際の旅費等については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)に基づき、発注者が負担します。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 約4.0人月

(3) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は、下記の担当業務分野の調査を行えるよう、競争参加者が自由に提案してください。ただし、評価対象者は業務主任者1名とします。

1) 業務主任者／都市開発2号 ※評価対象

2) 都市交通3号

3) 都市環境インフラ／環境社会配慮 3号

※総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(4) 業務従事者の評価に際しての類似業務／対象国／語学力

評価対象者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：業務主任者／都市開発】

a) 類似業務経験の分野：都市開発、都市計画に係る各種業務(加えて地理空間情報システムの活用経験があることが望ましい)

b) 対象国又は同類似地域：全途上国

c) 語学能力：英語

(5) 評価対象者の制限

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社(共同企業体の場合は代表者)の「専任の技術者」を指名してください。

評価対象業務従事予定者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体から同意書(自営の場合は本人の同意書)(様式はありません)を取り付け、技術提案書に添付してください。

(6) 外国籍人材の活用

外国籍人材の活用を認めます。

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材

の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

(7) 配布資料／閲覧資料等

1) 配布資料

- Erbil City Master Plan (Final Master Plan)一式
- 要請書 (Application Form for Japan's Technical Cooperation)

3. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下に説明します。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2019年4月)」I.の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

(2) 業務の実施方針等

「第2章 特記仕様書」について競争参加者が理解した内容や課題認識、業務の基本方針などについて記述して下さい。他の文献等の内容を引用した場合には、その出典・引用元を必ず明らかにして下さい。

1) 課題に関する現状認識

本業務にあたり、現時点で競争参加者が認識している以下の項目について整理の上、記述して下さい。

- クルディスタン地域における都市開発分野（特にエルビル市における都市計画・都市交通・都市環境インフラ分野）の現状と課題

2) 業務実施の基本方針

「第2章 特記仕様書」で示した内容及び上記1)の課題に関する現状認識の下、競争参加者がどのような方針で業務に臨むのか記述して下さい。

運営面では当該業務実施のために特に配慮すべき実施体制等を、また、技術面では当該業務の目的等を理解した上でどのような事柄に留意し業務を実施するのかを検討した上で記述して下さい。なお、「第2章 特記仕様書」に記載されている調査項目を基にしつつも、調査に期待される成果に鑑み、追加すべき調査事項等あれば、提案して下さい。

特に、本業務では現地への渡航を想定していないため、遠隔での情報収集等の方針等（オンラインによる面談、ローカルリソースの活用等）について、可

能な限り具体的に記述してください。また本契約にはローカルコンサルタントの備人配置、もしくは再委託を含むこととしていますが、具体的な候補となるローカルコンサルタント、TOR 案があれば記述してください。

3) 作業計画／要員計画

上記「(2) 業務実施の基本方針」での提案内容に基づき、作業計画と要員計画を記述して下さい。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2019年4月)」I. の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は機構(機構の現地事務所を含む。)からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。

記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2019年4月)」I. の「1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

➤ 形式

技術提案書は、A4版(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数を35行程度として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

➤ 構成・分量

「1. 技術提案書の構成」に記載した頁数を目処として作成して下さい。

別紙：評価表

評価表

評価項目	評価基準（視点）	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験、能力		20
(1) 類似業務の経験	● 類似業務については実施件数のみならず、業務の分野（内容）と形態、発注業務との関連性並びに実施国の類似性に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務はJICA発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。	12
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）	● 現地支援体制や社外有識者の支援など、業務の質・効率向上のための体制が整備されているか。支援内容が具体的か。 ● ISO9001等の品質保証システムの認証を受けているか。 ● 安全管理、報告書作成体制（校正や翻訳の質を確保するための体制）が整備されているか。 ● 次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定・プラチナくるみん認定」、若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」を受けている場合は評価する。	8
2. 業務の実施方針等		40
(1) 課題に対する現状認識	● 提示した課題について、広い視野から全体像が把握されているか。 ● 課題について総花的な記述ではなく、課題の核心を捉えた記述となっているか。 ● 抽象的な記述ではなく、具体的な事例や統計データ等に基づいた記述となっているか。 ● 記述内容について、適切に出典を伴った根拠が示されているか。	16
(2) 業務実施基本方針の的確性	● 業務の目的及び課題認識等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業務方針が示されているか。 ● 途上国での業務という制約条件を適切に認識した業務実施の実現可能性や作業の具体性が確保されているか。	10
	● 遠隔での作業が必要となる業務について、具体的で、実現性が高く、効率・効果的な実施方針が提案されているか。	10

(3) 作業計画・要員計画の妥当性	● 提示された業務実施基本方針に見合った業務担当者の担当分野、格付の構成がなされているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。 ● 各業務従事者の配置期間が作業計画と整合したものであり、作業を適正に実施できる期間が確保されているか。	4
3. 業務主任者の経験・能力： 業務主任者／都市開発		40
イ 類似業務の経験	● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。 ● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。国際機関や途上国政府機関からの直接受注については、業務実績の多様性等の観点から、高く評価する。 ● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。 ● 最近10年程度の経験にプライオリティをおき評価する。	20
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。 ● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。 ● 業務従事の長短を考慮する。	8
ハ 語学力	● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。	7
ニ 業務主任者等としての経験	● 最近10年に実施した業務主任経験（副業務主任経験を含む。）にプライオリティをおき評価する。 ● 海外業務の経験を国内業務に比し高く評価する。	2
ホ その他学位、資格等	● 過去に発注業務と関連性の強い学歴（専門性）、資格などがあるか。	3

第4章 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するに際し、留意すべき点について記載します。競争参加者は、以下に記載される留意点を十分理解した上で、積算を行って下さい。

なお、当機構の「コンサルタント等契約」（本業務に係る契約も「コンサルタント等契約」です。）に係る業務価格の積算の考え方については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」（2020年4月）（下記URL参照）にて、その基本的な考え方が理解いただけるものと考えます。ただし、本件は入札による選定であり、同ガイドラインの適用対象外ですので、あくまで「考え方」の参考としてご参照下さい。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html

1. 本案件に係る業務量の目途

「第3章 技術提案書作成要領」の2.（2）に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

2. 入札金額内訳

落札者に対しては、当該落札金額の内訳を示す入札金額内訳書（「別添様式集」参照）の提出を求めます。入札金額内訳書の作成については次の通りとします。

（1）費目構成

本業務で提出する入札金額内訳書においては、費目の構成を次の通りとします（別添様式1－2参照）。

本業務については、現地への渡航を現時点では想定していませんので、航空賃や現地関連費のうち、日当・宿泊料などの旅費についての計上はないと考えています。

		内 容
Ⅰ. 報酬		業務を実施・完成させることに対する報酬
Ⅱ. 直接経費	（1）旅費（航空賃）	本邦又は第三国から対象国への航空賃
	（2）現地関連費	① 旅費（日当・宿泊費） 業務従事者にかかる日当・宿泊料などの旅費 ② 一般業務費（現地支出分） 現地通訳費、車両関連費等の現地で支出する直接経費
	（3）国内関連費	一般業務費のうち、国内で支出する直接経費
	（4）機材費	機材購入費・輸送費等
	（5）再委託費	業務の一部を再委託（下請負）するための経費（機構が認める場合に限る。）
Ⅲ. 消費税		消費税及び地方消費税

(2) 報酬額の積算

報酬の額は、業務従事者ごとの報酬単価（月額）に業務量（業務人月）を乗じて積算して下さい。

業務人月は、現地業務は拘束日 30 日、国内業務は実働日 20 日で 1 人月として積算して下さい。ただし、本業務については、現地への渡航を現時点では想定していません。

(3) 直接経費の積算

直接経費は、報酬以外に実支出に基づいた支払いとすべき費用を計上して下さい。ただし、実支出の確認は、定額で計上を求める経費を除き、合意された単価に実績（例：渡航回数、現地での業務従事人月等）を乗じて、支払額を確定することを原則とします。

3. 定額を別見積もりで計上する経費

以下の直接経費については、以下に示す定額を別見積もりとして入札金額に含めず、別途「入札金額内訳書（別見積もり）」を技術提案書及び入札金額と併せて提出いただき、契約金額に含めて契約することとします。契約業務完了に際しては、本定額経費について、証拠書類に基づいて実費精算させていただきます。

- ローカルコンサルタント（4 名）の再委託または傭人配置（第 2 章、2、（5））：
2, 400, 000 円（消費税抜き）

第5章 契約管理及び契約金額の確定（精算）に係る留意事項

経費確定（精算）報告書の作成にあたっては、以下を参照して下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/20151013_02.html

1. 数量等の確認を必要とする費用

入札内訳書に記載される内訳別に、数量確認を必要とする費用を以下に示します。
数量等確認の有無については、「有」又は「無」の記載のとおりです。

費用項目		数量等実績確認の有無
I. 報酬		無：
II. 直接経費	(1) 旅費（航空賃）	有：渡航回数を確認
	(2) 現地関連費	有：現地業務人月（人日）を確認 注）ただし、現地業務人月に関係しない経費については、数量等の実績確認は行わない。
	(3) 国内関連費	無
	(4) 機材購入費	有：購入された機材の内容と契約終了時の取扱いを確認
	(5) 再委託費	無：

ただし、本業務については、現地への渡航を現時点では想定していませんので、航空賃や現地関連費のうち、日当・宿泊料などの旅費についての計上はないと考えています。

すなわち、現地業務人月に関係する（比例する）現地関連費や機材購入費の計上があれば（これらの計上がない可能性が高いと考えています。）、本契約においては、業務完了及びのその確認・検査に基づき、契約金額全額が、数量等の実績確認や実支出の確認（証憑書類等の確認）なしに、支払を行うこととなります。「業務従事者の従事計画・実績表」の提出も不要となります。

2. 請求金額確定の方法

(1) 精算を要しない金額の確定

受注者は業務完了時に、経費確定（精算）報告書を機構に提出し、併せてその数量を確認できる資料を提出して下さい。

1) 数量の確認が必要な金額の確定

経費確定（精算）報告書に監督職員の確認を受けた「業務従事者の従事計画・実績表」を添付して下さい。同表に基づき、業務人月（現地／国内）及び渡航回数を確認します。確認を経た金額が請求金額となります。

具体的な数量の確認方法は以下のとおり。

第5章 契約管理及び契約金額の確定（精算）に係る留意事項

旅費（航空賃）	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、渡航回数を確認します。 個別の渡航に係る航空賃の実費を確認するのではなく、エコノミークラスとビジネスクラスに分けた渡航回数のみを確認し、契約書に記載された単価を乗じた金額を確定金額とします。ただし、契約書に記載された渡航回数を上限とします。
現地関連費	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、現地業務人月を確認します。現地の業務人月（人日）を確認し、契約書に記載された現地関連費の1人月（人日）あたりの単価を乗じた金額を確定金額とします。ただし、人月（人日）数量については、契約書に記載された現地業務人月（人日）を上限とします。
機材購入費	「購入機材リスト」にて購入された機材の種類・数量を確認します。 契約書に記載された「購入すべき機材のリスト」のとおり種類・数量の機材が購入されているか確認します。併せて、契約終了時の機材の取扱い（現地事務所への返納又は現地政府関係者への譲与等）を確認します。 適切に機材が購入され、現地業務終了時に適切に処理することが確認できれば、契約金額の内訳金額を確定金額とします。

2) 数量の確認が不要な金額の確定

契約金額の内訳金額がそのまま請求金額となります。

(2) 精算を要する金額の確定

定額計上するよう指示されている直接経費については、証憑書類（領収書等）に基づき実費精算することとなります。

なお、特記仕様書において、定額計上した直接経費の支出対象項目が十分明確になっていない場合は、精算対象支出が監督職員の確認を経たものであること（定額計上金額の支出対象としてよいこと）を確認するため、支出対象項目の内容について打合簿を作成し、証憑書類に添付して下さい。

3 留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加させる場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合には、契約変更を行うことができます。受注者は、かかる事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

【契約管理について】

本契約についても「業務実施契約における契約管理ガイドライン（2018年5月）」が適用されます。

しかしながら、上述のとおり、契約金額に「精算を要しない金額」が含まれ、これ

ら金額については、同ガイドラインの適用が限定されることとなります。

適用の限定について、同ガイドライン「4. 契約履行プロセスにおける具体的な契約管理」にそって、具体的に記載すると以下のとおりです。

（1）契約締結時における確認事項

適用されます。ただし、「4）要員に係る合意事項」については、入札によって既に契約金額に含まれるべき「報酬」が確定しているため、不要です。

（2）業務計画書等の提出

適用されます。

（3）費目間流用

定額計上した「直接経費」のみを対象に適用されます。

（4）その他契約金額内訳に係る事項

定額計上した「直接経費」のみを対象に適用されます。ただし、「5）旅費の分担について」は、定額計上か否かにかかわらず、適用されます。

（5）業務従事者の確定・交代

業務従事者の確定・交代については、「業務従事者の専門性の確認」の視点から確認させていただきます。

（6）現地再委託契約

「再委託費」が定額計上した「直接経費」である場合に限り、適用されます。

（7）機材調達・管理

「機材費」が定額計上した「直接経費」である場合、適用されます。ただし、「4）調達した機材の確認」については、定額計上か否かにかかわらず、適用されます。

（8）契約の変更

適用されます。

（9）不可抗力

適用されます。

（10）業務の完了

適用されます。ただし、「2）継続契約がある場合の一般業務費の支出」については、当該一般業務費が定額計上した「直接経費」である場合に限りです。

以 上

第6章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- 1 業務名称： イラク国「エルビル都市開発計画調査」詳細計画策定調査（都市開発/都市交通/都市環境インフラ・環境社会配慮）（一般競争入札（総合評価落札方式））
- 2 業務地： イラク共和国
- 3 履行期間： （西暦で記入）年 月 日から
（西暦で記入）年 月 日まで
- 4 契約金額： 円
（内 消費税及び地方消費税の合計額 円）

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おののおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
- （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員： 社会基盤部都市・地域開発グループ第一チームの課長
- （2）分任監督職員： なし

（「契約金額の精算」条項の変更）

第3条 本契約においては、約款第15条第1項に基づき受注者が請求できる金額は次の各号のとおり確定する。

- （1）直接経費のうち、国内関連費、機材費及び再委託費
国内関連費、機材購入費及び再委託費については、契約金額内訳の額をもって金額を確定する。
- （2）報酬
契約金額内訳の額をもって金額を確定する。

- 2 前項の趣旨を踏まえ、約款第14条（契約金額の精算）及び約款第15条（支払）の規定を次の各号のとおり変更する。

- （１）約款第14条第2項から第6項を削除する。
- （２）約款第14条第2項に「契約金額をもって「確定金額」とする。ただし、発注者が契約金額内訳書に記載されている費目について、業務の実績や実支出を確認した上で、発注者が支払うべき「確定金額」を定める旨、受注者に指示したときは、受注者は契約履行期限内に経費報告書を発注者に提出し、発注者は当該経費報告書をもって、確定金額を算定し、受注者に通知する。」を挿入する。
- （３）約款第15条第1項中「前条第5項の規定による確定金額」を「前条第2項の規定による確定金額」に変更する。
- （４）直接経費の例外
第1号及び第2号の規定にかかわらず、直接経費のうち、定額計上する以下の経費については、証拠書類に基づき精算を行い、金額を確定する。
 - ・ ローカルリソース

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （１）第9条 業務関連ガイドライン
「（７）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2020年4月）」を削除する。
- （２）第26条 契約金額精算報告書
本条を削除する。
- （３）第27条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者
東京都千代田区二番町5番地25
独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理 事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

※ 機構 Website「調達情報」＞ 調達ガイドライン・様式 ＞ 様式 業務実施契約
（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html）
にある「契約約款（調査業務）」に示す通りとします。

附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構 Website「調達情報」＞ 調達ガイドライン・様式 ＞ 様式 業務実施契約
（http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html）
にある「附属書 I（共通仕様書）」に示す通りとします。

[附属書Ⅲ]

契約金額内訳書

I. 報酬	●●, ●●●, 000円（内訳別表）
II. 直接経費	●, ●●●, 000円
（1）旅費（航空賃）	●●●, 000円
1) Cクラス:	●●●, 000円×○往復=●●●, 000円
2) Yクラス:	●●●, 000円×○往復=●●●, 000円
（2）現地関連費	●●●, 000円
内訳:	●●●, 000円×○. ○人月
（3）国内関連費	●●●, 000円（一式）
（4）機材費	●●●, 000円（例：定額計上）
（5）再委託費	●●●, 000円（一式）
III. 小計	●●, ●●●, 000円
IV. 消費税等	●, ●●●, ●00円（10%）
V. 合計	●●, ●●●, ●00円

- 旅費（航空賃）及び現地関連費は、「業務従事者の従事計画・実績表」をもとに数量を確認の上、精算金額を確定する。
- 定額計上した直接経費は、処々に基づき精算する。

別表：報酬内訳

担当業務	格付 (号)	月額（円）	業務人月	金額（円）
合　　計				

別添様式集

第 1 入札に関する様式

別添様式 1－1 入札書

別添様式 1－2 入札金額内訳書

第 2 技術提案書作成要領に関する様式

別添様式 2－1 技術提案書頭紙

別添様式 2－2 技術提案書表紙

(別添様式 1 - 1)

入 札 書

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事 殿

住所
商号／名称
代表者役職・氏名

印

印

案件名
(一般競争入札(総合評価落札方式))
調達管理番号：

標記の件について、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金								0	0	円
---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---

(消費税及び地方消費税●, ●●●, ●00円を含む。)

- * 消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。
- * 上記金額は、定額計上分の●●について、●●, ●●●千円を含むものとします。

以 上

入札書への添付は不要です。落札後、落札者のみから提出を求めるものです。
契約金額の内訳を協議するための資料ですので、押印は不要です。

入札金額内訳書

(別添様式 1 - 2)

2000年 月 日

商号／名称

件名：案件名
(一般競争入札(総合評価落札方式))

標記一般競争入札において応札した入札金額の内訳を以下のとおり提示します。

I 報酬	円
II 直接経費	円
(1) 旅費(航空賃)	円
(2) 現地関連費／旅費(日当・宿泊費)	円
(3) 現地関連費／一般業務費(現地支出分)	円
(4) 国内関連費／一般業務費(国内支出分：報告書印刷費等)	円
(5) 機材購入費	円
(6) 再委託費	円
合 計	円
消費税及び地方消費税の合計金額	円
総 計(入札金額)	円

(別添様式 1 - 2)

I 報酬 円

担当業務	格付 (号)	月額 (円)	作業人月	金額 (円)
小 計				

II 直接経費 円(1) 旅費 (航空賃) 円

担当業務	航空券 クラス (C/Y)	回数	航空賃単価 (円)	金額 (円)
小 計				

(別添様式 1 - 2)

(2) 旅費 (日当・宿泊費)

 円

担当業務	格付 (号)	滞在費				金額（円）
		日当（円）		宿泊費（円）		
		×	=	×	=	
小 計						

(3) 一般業務費 (現地支出分)

 円

費 目	内 訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備 考
合 計					

(別添様式 1 - 2)

(4) 一般業務費 (国内支出分 : 報告書印刷費等)

 円

費 目	内 訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備 考
合 計					

(5) 機材購入費

 円

費 目	内 訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備 考
合 計					

(6) 再委託費

 円

費 目	内 訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備 考
合 計					

(別添様式 2 - 1)

2000年 月 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事 殿

《全省庁統一資格業者コード》
《コンサルタント等の名称》
《代表者名》 印

〇〇〇国《案件名》(調達管理番号: XXX)
に係る技術提案書及び入札書の提出について

標記業務に係る技術提案書及び入札書を下記のとおり提出いたします。

提出にあたり、(共同企業体を代表して、)以下の項目について誓約いたします。

- (1) 本案件に関連し、独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程に基づく措置の対象となり得る行為を行わない。
- (2) 現在及び将来にわたって、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成24年規程(総)第25号)に規定する「反社会的勢力」に該当せず、また関与・利用等を行わない。
- (3) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えている。

記

技術提案書

入札書

以上

独立行政法人国際協力機構
〇〇〇国 《案件名》
(調達管理番号 : XXX)
技術提案書

年 月

<全省庁統一資格業者コード>
コンサルタント等の名称

担当者名 :
電話番号 :
FAX 番号 :
e-mail アドレス :
緊急連絡先 :